

福県医発第400号(地)

平成16年5月21日



各医師会長 殿

福岡県医師会
会長 竹嶋 康弘



救急救命士学校養成所指定規則の一部改正について

新緑の候 貴職益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、本年7月を目途としている救急救命士の気管挿管実施につきましては、平成16年4月9日付(福県医発第63号)をもってお知らせしておりますが、今般、文部科学省高等教育局長、同省生涯学習政策局長及び厚生労働省医政局長より各都道府県知事等宛に救急救命士学校養成所指定規則の改正に伴う通知がなされた旨、日本医師会より、別添のとおり連絡がありましたのでお知らせいたします。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただきますようよろしくお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

担当理事 島田昇二郎



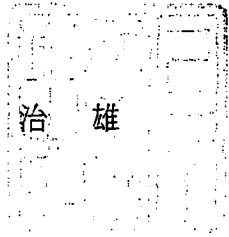
日医発第 142 号 (地 I 20)

平成 16 年 5 月 13 日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長

植 松 治 雄



救急救命士学校養成所指定規則の一部改正について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、本年 7 月を目途としている救急救命士の気管挿管実施につきましては、平成 16 年 3 月 30 日付日医発第 1095 号 (地 I 295) の文書をもって、貴会に関係通知をお送りしておりますが、今般、文部科学省高等教育局長、同省生涯学習政策局長及び厚生労働省医政局長より各都道府県知事等宛に救急救命士学校養成所指定規則の改正に伴う通知が発出されました。

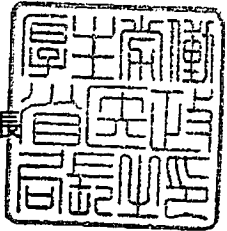
つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知いただきますようよろしくお願い申し上げます。



医政発第0323011号
平成16年3月23日

(社) 日本医師会会長 殿

厚生労働省医政局長



救急救命士学校養成所指定規則の一部を改正する省令の施行について

厚生労働行政の推進につきましては、平素より格別の御高配を賜り厚く御礼申し上げます。

標記について、今般、別添の通り各都道府県知事に対して通知を発出しましたので、御了知いただきますとともに、会員各位に広く周知されることについて格段の御配意を賜りますようお願い申し上げます。



15文科高第960号

医政発第0323009号

平成16年3月23日

各都道府県知事
各都道府県教育委員会 殿

文部科学省高等教育局長
遠藤 純一郎

文部科学省生涯学習政策局長
銭谷 眞美

厚生労働省医政局長
岩尾 總一郎

救急救命士学校養成所指定規則の一部を改正する省令の施行について

救急救命士学校養成所指定規則の一部を改正する省令（平成16年3月23日文部科学省・厚生労働省令第1号）が別紙のとおり公布され、平成16年4月1日をもって施行されることとなりました。

今回の改正の趣旨、内容等は下記のとおりですので、十分留意の上、貴管下学校養成所及び関係団体へ周知いただくとともに、その実施につき遺漏のないようお願いいたします。

記

第1 改正の趣旨

救急救命士学校養成所の教育水準の向上を図るため、救急救命士学校養成所指定規則（平成3年文部省・厚生省令第2号）の指定基準（教育内容）を改正するものである。

第2 改正の内容

教育内容の改正

1 規則第4条第1項関係（別表第1）

「専門分野」のうち、「救急症候・病態生理学」及び「臨地実習（シミュレーション、臨地実習及び救急用自動車同乗実習を含む。）」の単位数を、それぞれ1単位（合計の単位数で2単位）増加した。

2 規則第4条第2項関係（別表第2）

「専門分野」のうち、「救急症候・病態生理学」及び「臨地実習（シミュレーション、臨地実習及び救急用自動車同乗実習を含む。）」の単位数を、それぞれ1単位（合計の単位数で2単位）増加した。

3 規則第4条第3項関係（別表第3）

「専門分野」のうち、「救急症候・病態生理学」及び「臨地実習（シミュレーション、臨地実習及び救急用自動車同乗実習を含む。）」の単位数を、それぞれ1単位（合計の単位数で2単位）増加した。

第3 施行期日等

1 施行期日

平成16年4月1日

2 経過措置

この省令の施行の際現に指定を受けている学校又は養成所において救急救命士として必要な知識及び技能を修得中の者に係る教育の内容については、平成16年7月1日までの間は、なお従前の例によることとしたこと。